

○「薬事法第59条第6号及び第61条第4号の規定に基づき成分の名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品及び化粧品の成分」の一部改正について

(平成14年3月15日)

(医薬発第0315001号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知)

平成14年厚生労働省告示第97号をもって「薬事法第59条第6号及び第61条第4号の規定に基づき成分の名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品及び化粧品の成分(平成12年厚生省告示第332号)」の一部が改正されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対し周知徹底を図られたい。

記

今回の改正は、新医薬部外品成分であるチオ乳酸塩類を含有する品目の承認に当たり、薬事法の規定に基づき、当該成分について、名称を記載しなければならない医薬部外品の成分として指定するものであること。